

innoventier弁護士法人
Power for the Business

企業法務相談室

〈第53回〉

弁護士 上田 亮祐

2015年神戸大学法学部卒業、2016年司法試験予備試験合格。2017年に神戸大学法科大学院を修了し、同年の司法試験に合格。2018年に司法修習を修了し、同年弁護士登録(大阪弁護士会)。主たる取扱分野は一般企業法務、知的財産法等。



回答

共同研究契約を締結する際は、まず、自社が情報を開示することが多いのか、それとも情報を受領することが多いのか、又は共同研究契約の締結を検討する為と予定され、相互に情報を開示し合うことが予定されています。また、相手方の技術情報等を受領することになりますので、自社の情報との混同(コンタミネーション)にも注意する必要があります。

我が社では現在、A社との共同研究契約の締結を検討しており、A社から秘密保持契約の締結を要請されています。秘密保持契約を締結する際、どのような点に注意する必要がありますか?

今回のご相談

が記載されているかを、契約期間中は自社の情報利用が当該目的の範囲内かを、それぞれ確認することが重要です。

三 秘密情報該当性

秘密保持契約では通常、どのような情報が秘密情報に当たるかを規定します。規定の方法にはいくつかのバリュエーションがあり、「当事者が開示した一切の情報」といったように、秘密情報の範囲を広く定める場合もありますが、秘密である旨の表示を付して開示された情報等のように、秘密である旨の表示を要求し、秘密情報の範囲を限定する場合もあります。

秘密情報の範囲を広く定める規定方法は、基本的には開示者側に有利な規定ではあります。ですが、開示者・受領者ともに、どの情報が相手方との関係で秘密情報として扱われているのかを管理・確認しにくいというデメリットもあります。また、不正競争防止法上の営業秘密としても保護されるためには、その情報が秘密として管理されている必要があります。そこで、秘密保持契約のみならず不競法上の保護も目指すのであれば、重要な情報には常に「confidential」などの表示を付しておき、自社で秘密に管理されている情報であることを明確にすることが考えられます。

自社が情報受領者の立場であって、自社の活動で通常使用する情報と同種の情報を受領する場合は、秘密情報の範囲が適切に限定されているかのリスクにも注意する必要があります。共同研究・開発を検討するために他社の技術情報を受領する場合などにおいて、自社の

秘密保持契約において、どの情報が秘密情報として扱われるか、相手方が情報を使用できるのはどの範囲か、相手方の関連会社等に秘密情報が開示されることはあるか、秘密保持契約はいつまで有効か、差止請求は可能か、といった点を確認することが重要になります。これに対し、主として自社が情報を受領することが想定されている場合には、自社の情報が開示されることはあるか、秘密保持契約書に「共同研究の可能性を検討するため」など記載されているにもかかわらず、相手方から開示された技術情報をそのまま使用すれば、秘密情報の目的外使用として罰則が科される可能性があります。そのため、契約を締結する際はどのような目的

二 契約目的の記載

以上に対し、例えば自社がシステム開発会社であつて、他社社内システムの開発業務を受託するに当たり、当該他社の秘密情報を取得する場合など、自社で使用する情報と受領する情報の性質が異なる場合には、コンタミネーションのリスクは限定的なものになります。

五 差止規定及び存続期間

秘密保持契約では、秘密情報であつても一定の場合には例外的に開示できることを規定するのが通常です。目的の遂行の為に秘密情報を知る必要がある自社の従業員や役員のほか、法律上守秘義務を負っている弁護士や公認会計士、税理士等の専門家には情報を開示できること、官公庁などの公的機関から開示を要請された場合には必要最小限の範囲で開示できること等が規定されます。

場合によってはこの他に、グループ会社の

報と他社の秘密情報のコンタミネーションのリスクはないか、秘密保持義務を負う情報の範囲が広すぎないか、いつまで秘密保持義務を負うか、等を確認すべきです。

相互に情報を開示することが予定されている場合には、自社の重要な情報が意図しない用途に使われる事がないか、コンタミネーションや過大な秘密保持義務の負担により将来の事業活動が制限されるリスクは無いかと、この観点から、右記の諸点を検討することになります。

秘密保持契約の留意点